

# 鳥取県デフリンピック特別顕彰要綱

## (趣旨)

第1条 デフリンピック競技大会において、メダルを獲得した選手に対して表彰を行い、その栄誉をたたえるとともに、県民のデフリンピック競技への関心を高め、本県競技力の向上を図る。

## (表彰の対象)

第2条 前条の表彰は、デフリンピック大会の個人又は団体競技において3位以内でメダルを獲得した県民（県内に居住していた者及び県内にゆかりがある者を含む。）に対して行う。

## (表彰者)

第3条 表彰は、知事が行う。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、鳥取県デフリンピック特別顕彰の授与と記念品を贈呈することにより行う。

2 鳥取県デフリンピック特別顕彰は、表彰状とする。

## (表彰の期日)

第5条 表彰は、デフリンピック競技大会終了後別に定める日に行う。

## (適用除外)

第6条 鳥取県県民栄誉賞表彰規則にかかる県民栄誉賞の受賞対象者は、この表彰の対象としない。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年8月7日から適用する。